

1. 許可・承認 制度創設

H27年9月公布
H27年12月施行

- ① **一定の空域** (空港周辺、**高度150m以上**、**人口集中地区上空**)、
 - ② **一定の飛行方法** (夜間飛行、目視外飛行等)
- で無人航空機を飛行させる場合は飛行毎に**国土交通大臣の許可・承認が必要**

2. 登録制度 創設

R2年6月公布
R4年6月施行予定
(R3年12月までに
登録開始予定)

- ◆ 無人航空機を飛行させる場合は**所有者等の登録と登録記号の表示が必要**。
- ◆ 登録記号の表示の方法として**リモートIDの搭載も原則義務づけ**
 - ※**リモートID不要のもの**… ・事前に届出した**特定空域での飛行** (例: ラジコン等)
 - ・**施行前に登録した機体** 等

※あわせて規制対象機体の拡大 (200g超⇒100g超)

細目は省令で規定

3. 機体認証・ 技能証明制度等 創設

(レベル4実現)
R3年6月公布
R4年12月頃
施行予定

- ◆ **機体認証** (新設)、**操縦ライセンス** (新設) を得て、**運航ルール** (拡充) を遵守し、**国土交通大臣の許可・承認**を得れば**レベル4飛行可能**
- ◆ レベル4以外の飛行 (1①・②) は、**機体認証** (新設)、**操縦ライセンス** (新設) を得て、**運航ルール** (拡充) を遵守すれば、原則として**許可・承認なく飛行可能**

※ レベル4以外の飛行は、機体認証・操縦ライセンスは必須ではなく、現行どおり許可・承認を得れば飛行可能

2021 : 2022 : 2023~ (年度)

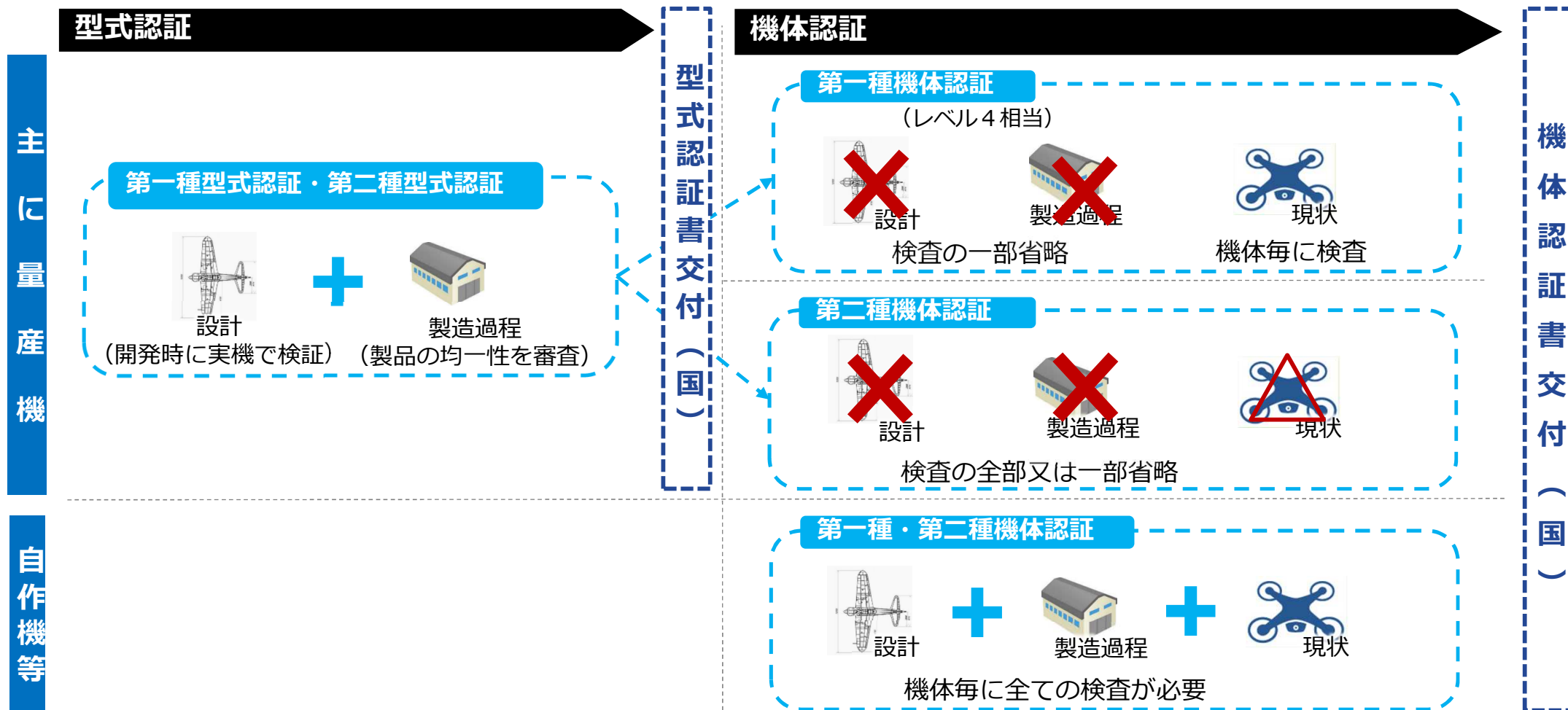


航空機、空飛ぶクルマも含め一体的な“空”モビリティ施策への発展・強化 2

機体認証制度の概要

- 無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について検査する機体認証制度を創設
- 型式認証を受けた機体（主に量産機）については、機体毎に行う機体認証の際の検査の全部又は一部が省略
- 機体認証及び型式認証は、第一種（レベル4相当）と第二種に区分

運用イメージ



第一種については当面国が、第二種については基本的に登録検査機関が検査事務を行う。

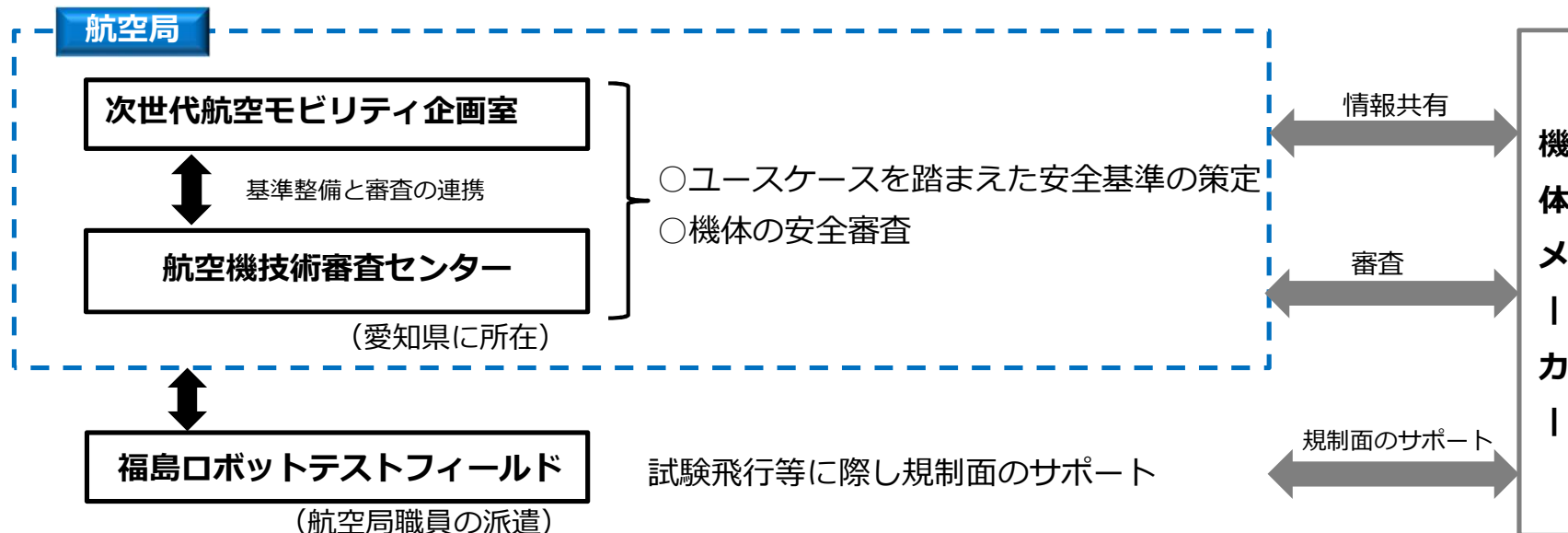
機体認証制度の施行までの準備事項

1. スケジュール

- 2022年（令和4年）12月頃の新制度施行を目指し、関係者の意見等を踏まえながら、今年度中に機体の安全基準の方向性を示す。
- 登録検査機関については、2022年9月の登録受付開始を目指し、今年度中に登録要件の方向性を示す。

2. 第一種機体認証について

- 制度施行当初から直ちに都市部上空飛行を行う機体が製造されることは想定せず、まずは過疎地や山間部など地方部での物流等リスクの低いエリアから地道に実績を積み上げていくことを想定。
- 上記想定の下、安全基準の検討段階から機体メーカー等と情報を共有することにより、レベル4飛行用の機体が同時進行で開発され、新制度施行後、速やかに実用化されるようにする。



操縦ライセンス制度の概要

- 無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力を有することを証明する制度（技能証明）を創設
- 技能証明は、一等（レベル4相当）及び二等に区分
- 技能証明の試験は、国が指定する者（指定試験機関）が行う。国の登録を受けた講習機関の講習を修了した場合は学科・実地試験の全部又は一部を免除
- 技能証明の有効期間は3年とし、更新の際は登録更新講習機関が実施する講習を修了しなければならない。

運用イメージ

講習 <登録講習機関が実施>

ドローンの飛行に関する知識や操縦方法等の講習



- 民間のドローンスクール（約1,000程度）のうち、要件を満たすものを登録
- 資格区分に応じ、1等（レベル4相当）及び2等の2種類の登録

試験 <指定試験機関が実施>

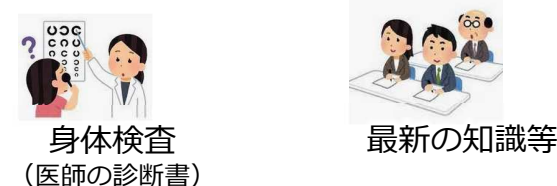
学科及び実地試験の全部又は一部免除



全国で1法人を指定することを想定

更新（3年毎） <登録更新講習機関が実施>

ドローンの飛行に関する最新の知識等の講習



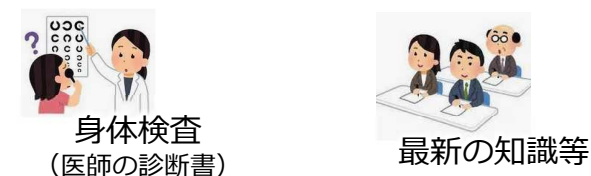
スクールを活用

直接試験

すべての試験を実施



ドローンの飛行に関する最新の知識等の講習



技能証明書交付（国）

操縦ライセンス制度の施行までの準備事項

1. スケジュール（イメージ）

- 2022年（令和4年）12月頃の新制度施行を目指し、関係者の意見等を踏まえながら、操縦者に求める知識・能力を整理した上で、今年度中に学科及び実地試験の全体像を示す。
- 登録講習機関については、2022年9月の登録受付開始を目指し、今年度中に登録要件の方向性を示す。

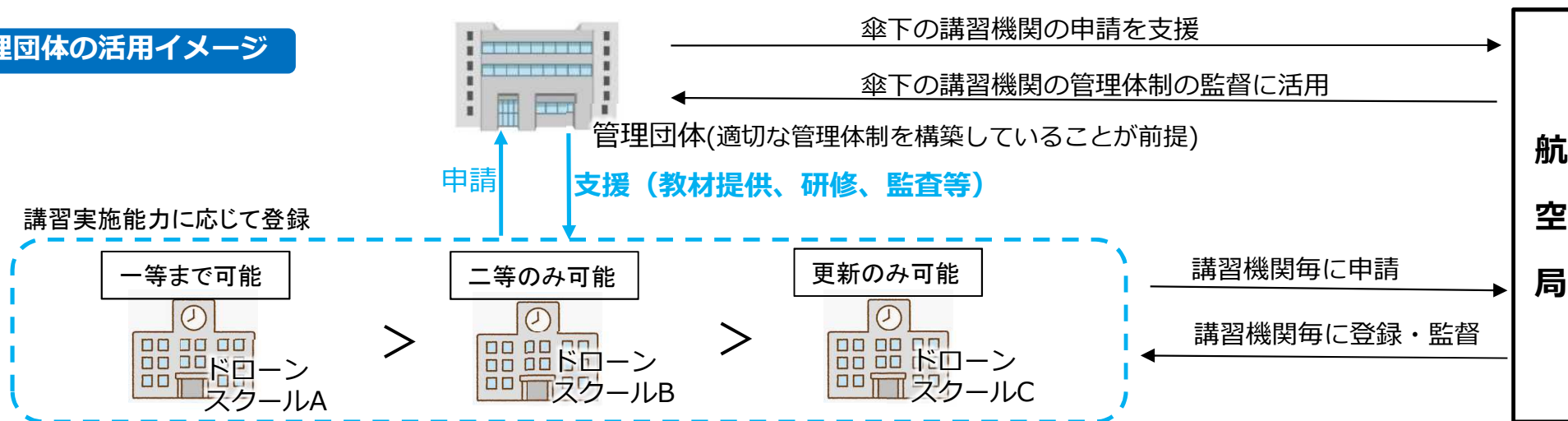
2. 指定試験機関

- 公正・中立性の確保の観点から、全国で1法人が試験事務を行うこととし、適正・確実に実施できる法人の中から指定。

3. 登録講習機関・登録更新講習機関

- 登録講習機関については、『一等（レベル4相当）までの講習が可能な機関』、『二等のみの講習が可能な機関』及び『技能証明の更新に必要な講習が可能な機関』の3つのレベルの異なる機関が存在。
- それぞれの登録講習機関となるために必要な要件（実習空域、実習機、設備、教材、講師）を策定し、既存のドローンスクール（現在、全国約1,000程度存在）が、それぞれの能力に応じた登録を受けられるよう準備ができるようにする。
- また、管理団体の枠組みを活用し、教材の提供や研修の実施、講習内容の監査などを通じ、より多くのドローンスクールが登録を受けられるようにする。

管理団体の活用イメージ



運航管理要件(運航ルール)の概要

レベル4飛行^(注)とレベル4未満の飛行のいずれにも共通で求める**共通運航ルールを創設**するとともに、**レベル4飛行については、運航管理体制を個別に確認**

(注) 立ち入り管理措置を講ずることなく、許可・承認を得る必要のあるリスクの高い飛行を含む。以下同じ。

共通ルール

飛行計画の通報

飛行毎に飛行の日時、経路、高度等の情報を通報



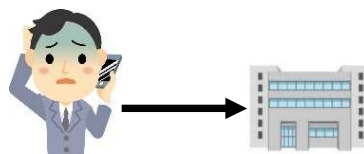
飛行日誌の作成

飛行場所、飛行時間、整備状況等の情報を日誌に記載



事故報告の義務

すべての操縦者は人の死傷、物件の損壊、航空機との衝突等の事故が発生した場合に国土交通大臣に報告



救護義務

すべての操縦者は、自身が操縦する無人航空機によって人が負傷した場合に、その負傷者を救護



レベル4飛行に必要な運航管理体制

基本的な安全確保の措置内容に加え、以下の点を確認。

運用形態に応じた安全対策

飛行ルートの特定の有無等の運用形態に応じた体制の構築、飛行マニュアルの整備・遵守



(※) レベル4の飛行については、別途、保険への加入を条件化することを検討